

社会福祉法人恵萩会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人恵萩会は、女性活躍推進法の趣旨に基づき、職員がその能力を十分に発揮し、長期に就業できる職場環境の整備に努めるため、以下の行動計画を策定する。

1 行動期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

2 目標と取組内容

(1) 目標

非正規職員の継続的な能力形成を図ることにより、正職員へ3名以上の登用を図り処遇の改善につなげてゆく

(2) 取組内容

令和7年4月～

・非正規職員から正職員への転換制度を推進し、5年間で正職員へ3名以上登用する。また、非正規職員の家庭環境により時間的制約が無くなった場合等は、正職員への登用を積極的に行う。

女性の職業生活における活躍に関する情報公表

1 労働者に占める女性労働者の割合（雇用管理区分別） 令和6年12月1日現在

雇用管理区分	女性	全体	女性の割合
正職員	66名	83名	79.5%
契約職員	37名	38名	97.4%
全体	103名	121名	85.1%

2 管理職に占める女性労働者の割合

階級	女性	全体	女性の割合
管理職（正職員）	5名	7名	71.4%

社会福祉法人恵菽会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人恵菽会は、次世代育成支援対策支援法の趣旨に基づき、職員が仕事と家庭・育児を両立できる仕組みを整備し、職員がその能力を十分に発揮し、長期に就業できる職場環境の整備に努めるため、以下の行動計画を策定する。

1 行動期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

2 目標と取組内容

(1) 目標

不妊治療を目的とした休暇制度の導入

(2) 取組内容

令和7年4月～

- ・不妊治療のために利用可能な休暇制度の導入を行い、仕事と家庭の両立への理解を深め、制度利用を促進する。